

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月17日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	千代田区
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	67-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/shisaku/johosesaku/index.html

執行機関名 千代田区長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	千代田区障害者福祉手当条例(昭和48年千代田区条例第6号)による障害者福祉手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年千代田区条例第30号)別表第1 第1の項 千代田区障害者福祉手当条例(昭和48年千代田区条例第6号)による障害者福祉手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条	千代田区障害者福祉手当条例(昭和48年千代田区条例第6号)第1条及び第3条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、障害者福祉手当(以下「手当」という。)の支給について必要な事項を定め、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。 第3条 区長は、本区に住所を有する障害者に対し、手当を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。
⑦独自利用事務の関連規範		千代田区障害者福祉手当条例(昭和48年千代田区条例第6号) 千代田区障害者福祉手当条例施行規則(昭和48年千代田区規則第20号)